

經濟法資料集

I 法令編

宮坂富之助
金子晃編
高橋岩和

成文堂

宮坂富之助(みやさか・とみのすけ)

昭和5年生れ

昭和28年 早稲田大学法学部卒業

現在 早稲田大学法学部教授

金子 晃(かねこ・あきら)

昭和12年生れ

昭和37年 慶応義塾大学法学部卒業

現在 慶応義塾大学法学部教授

高橋岩和(たかはし・いわかず)

昭和21年生れ

昭和45年 早稲田大学法学部卒業

現在 神奈川大学短期大学部法学科助教授

経済法資料集 I 法令編 定価 2800円

昭和56年9月1日 初版第1刷発行

編者	宮坂富之助 金子晃 高橋岩和
発行者	阿部義任

〒162 東京都新宿区早稲田鶴巻町514番地

発行所 成文堂

株式会社

電話03(203)9201(代) 振替 東京 9-66099

製版 海外印刷所 印刷 上野印刷所 製本 佐抜製本所

© 1981 T. Miyasaka, A. Kaneko, I. Takahashi
3032-110081-3851 検印省略

☆落丁・乱丁はお取り替えいたします☆

は し が き

昭和五二年、独占禁止法の改正強化がおこなわれた。規制が強化されたといっても、立法過程において提唱されていた強化をめざす多くの意見からすれば、その内容は決して満足すべきものではなかった。とはいうものの、改正以前にくらべれば、たとえば改正により導入されたカルテルに対する課徴金制度などにより、少しづつその実効性が確保されつつあるように思われる。

こんにち、ほとんどの重要な産業分野に存在する寡占的な産業構造、巨大企業や大企業の経済的支配力などを考えれば、競争政策は、我が国の経済政策においてますます重要な地位を占めることになるであろうし、独占禁止法の実効性の確保はきわめて重要な課題となる。独占禁止法とその関連法制のありかたや現実的な機能をこうした観点から分析するためには、経済実態や法運用の実態を認識することが必要である。

本書の前身である「独占禁止法令・資料集」は、このような必要性を痛感していた私たちが、それぞれの大学におけるゼミナールや講義に活用するという動機から編纂したものであった。しかし、同書の刊行後、法令等の改正がなされ、法をとりまく実態もかなり変化してきている。重要な資料も累積している。また、同書を利用してみてあらたに収録したい法令、資料も数多い。法令集・資料集の性格として、収録件数は豊富でなければならぬ。しかし、他方では、携帯に便利でもなければならぬ。私たちは、この矛盾する要請をいかに調和させるかに苦慮したが、結局前者のメリットを優先させることとした。法令集、資料集をより充実させるために、今回は、法令集と資料集をそれぞれ独立した書物として編集することにした。そして、独占禁止法以外の法令と資料を大幅に収録し

たのを機に、旧版の題名をあらため「経済法資料集」とし、また装いも一新して上製本とした。今後、改版の機会ごとに経済法資料集として充実をめざしてゆきたい。この法令編とともに、姉妹版である資料編をあわせ利用いただければ幸いである。

この法令編には、旧版には収録されていなかった法令を大幅にとりいれ、収録している。独占禁止法の適用除外立法のうち、業態に即した主要なもの、また、中小企業関係法制や消費者保護法制の重要なものなどがそれである。こうすることで、独占禁止法とともに、これを中小企業あるいは消費者の権利にかかわらせて学ぶという多くの読者の要望にもこたえたつもりである。

この法令集の上梓にあたり、校正には、小原範子（明治大学大学院後期課程）・横川和博（同上）・土田和博（早稲田大学大学院後期課程）の三君から協力をいただいたことを記して、お礼を申しあげたい。また、出版の労を惜しまれなかった成文堂社長阿部義任氏と同社の土子三男・相馬隆夫の両氏に感謝申しあげる次第である。

一九八一年六月二〇日

編 者

目 次

はしがき

現行法令編

一 独占禁止法・関連法制	3
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律	3
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令	31
不正な取引方法	34
百貨店業における不正な取引方法	35
教科書業における不正な取引方法	37
海運業における不正な取引方法	38
新聞業における特定の不正な取引方法	39
広告においてくじの方法等による経済上の利益の提供を申し出る場合の不正な取引方法	39
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十四条の二第一項に規定する商品指定	41
公正取引委員会の審査及び審判に関する規則	43

不当景品類及び不当表示防止法	54
不当景品類及び不当表示防止法第二条の規定により景品類及び表示を指定する件	57
懸賞による景品類の提供に関する事項の制限	58
事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限	59
一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限	61
無果汁の清涼飲料水等についての表示	62
商品の原産国に関する不当な表示	62
消費者信用の融資費用に関する不当な表示	63
不動産のおとり広告に関する表示	64
下請代金支払遅延等防止法	65
不正競争防止法	69
二 独占禁止法適用除外法制	71
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律	71
特定機械情報産業振興臨時措置法（抄）	73
特定不況産業安定臨時措置法（抄）	78

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（抄）	82
輸出入取引法（抄）	89
三 中小企業法制	102
中小企業基本法	102
中小企業等協同組合法（抄）	106
中小企業団体の組織に関する法律（抄）	111
中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律	125
大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（抄）	128
小売商業調整特別措置法（抄）	135
四 経済統制法制	141
生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律	141
生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律施行令	143
国民生活安定緊急措置法	144
国民生活安定緊急措置法施行令（抄）	151
石油需給適正化法	152

石油需給適正化法施行令（抄）	157
物価統制令	157
五 消費者保護法制	161
消費者保護基本法	161
消費生活用製品安全法（抄）	163
食品衛生法（抄）	170
薬事法（抄）	177
医薬品副作用被害救済基金法（抄）	186
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（抄）	190
有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（抄）	193
家庭用品品質表示法	195
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（抄）	198
工業標準化法（抄）	202
訪問販売等に関する法律	205
無限連鎖講の防止に関する法律	211
割賦販売法	212

旧法令・法案等編

消費生活協同組合法（抄）	217
東京都生活物資の危害の防止、表示等の事業行為の適正化及び消費者被害救済に関する条例	225
東京都消費者被害救済委員会条例	230
東京都消費者訴訟資金貸付条例	232
神戸市民のくらしをまもる条例	234
重要産業ノ統制ニ関スル法律	241
工業組合法（抄）	242
商業組合法（抄）	244
重要産業団体令（抄）	246
商工組合法（抄）	249
過度経済力集中排除法（抄）	253
事業者団体法（抄）	257
独占禁止法新旧比較対照表	262
昭和三三年独占禁止法改正法案（抄）	294

特定産業振興臨時措置法案……………	299
昭和五〇年独占禁止法改正関係資料……………	302
主要国の独占禁止法制……………	309

現
行
法
令
編

一 独占禁止法・関連法制

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を発揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において事業者とは、商業、工業、金融業その他の事業を行う者をいう。事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者は、次項又は第三章の規定の適用については、これを事業者とみなす。

② この法律において事業者団体とは、事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする二以上の事業者の結合体又はその連合体をいい、左に掲げる形態のものを含む。但し、二以上の事業者の結合体又はその連合体であつて、資本又は構成事業者の出資を有し、営利を目的として商業、工業、金融業その他の事業を営むことを主たる目的とし、且つ、現にその事業を営んでいるものを含むものとする。

(昭和二年四月一四日)
法律第五(四号)

改正

昭和二年四月一四日
昭和二年六月一日
昭和二年六月三日
法律第二五九号
法律第六三九号

一二以上の事業者が社員(社員に準ずるものを含む。)である社団法人その他の社團

二二以上の事業者が理事又は管理人の任免、業務の執行又はその存立を支配している財団法人その他の財団

三二以上の事業者を組合員とする組合又は契約による二以上の事業者の結合体

③ この法律において役員とは、理事、取締役、業務を執行する無限責任社員、監事若しくは監査役若しくはこれらに準ずる者、支配人又は本店若しくは支店の営業の主任者をいう。

④ この法律において競争とは、二以上の事業者がその通常の事業活動の範囲内において、且つ、当該事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく左の各号の一に掲げる行為をし、又はすることができるとする状態をいう。但し、第四章における競争には、第二号に規定する行為をし、又はすることができるとする状態は含まれないものとする。

一 同一の需要者に同種又は類似の商品又は役務を供給すること
二 同一の供給者から同種又は類似の商品又は役務の供給を受けること

⑤ この法律において私的独占とは、事業者が、単独に、又は他の事業者と結合し、若しくは通謀し、その他いかなる方法を以てするかを問わず、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

⑥ この法律において不当な取引制限とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義を以てするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

⑦ この法律において独占の状態とは、同種の商品(当該同種の商品

に係る通常の事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることな
く供給することができる商品を含む。）（以下この項において「一定
の商品」という。）並びにこれとその機能及び効用が著しく類似し
ている他の商品で国内において供給されたもの（輸出されたものを
除く。）の価額（当該商品に直接課される租税の額に相当する額を
控除した額とする。）又は国内において供給された同種の役務の価
額（当該役務の提供を受ける者に当該役務に関して課される租税の
額に相当する額を控除した額とする。）の政令で定める最近の一年
間における合計額が五百億円を超える場合における当該一定の商品
又は役務に係る一定の事業分野において、次の各号に掲げる市場構
造及び市場における弊害があることをいう。

一 当該一年間において、一の事業者の市場占拠率（当該一定の商
品並びにこれとその機能及び効用が著しく類似している他の商品
で国内において供給されたもの（輸出されたものを除く。）又は
国内において供給された当該役務の数量（数量によることが適当
でない場合にあつては、これらの価額とする。）以下この号におい
て同じ。）のうち当該事業者が供給した当該一定の商品並びにこ
れとその機能及び効用が著しく類似している他の商品又は役務の
数量の占める割合をいう。以下この号において同じ。）が二分の
一を超え、又は二の事業者のそれぞれの市場占拠率の合計が四分
の三を超えていること。

二 他の事業者が当該事業分野に属する事業を新たに営むことを著
しく困難にする事情があること。

三 当該事業者の供給する当該一定の商品又は役務につき、相当の
期間、需給の変動及びその供給に要する費用の変動に照らして、
価格の上昇が著しく、又はその低下がきん少であり、かつ、当該
事業者がその期間次のいずれかに該当していること。

イ 当該事業者の属する政令で定める業種における標準的な政令
で定める種類の利益率を著しく超える率の利益を得ているこ
と。

ロ 当該事業者の属する事業分野における事業者の標準的な販売
費及び一般管理費に比し著しく過大と認められる販売費及び一
般管理費を支出していること。

⑧ 経済事情が変化して国内における生産業者の出荷の状況及び卸売
物価に著しい変動が生じたときは、これらの事情を考慮して、前項
の金額につき政令で別段の定めをするものとする。

⑨ この法律において不公正な取引方法とは、左の各号の一に該当す
る行為であつて、公正な競争を阻害するものがあるもののうち、

一 不当に他の事業者を差別的に取り扱うこと。
二 不当な対価をもつて取引すること。

三 不当に競争者の顧客を自己と取引するように誘引し、又は強制
すること。

四 相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもつて取引するこ
と。

五 自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること。

六 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競
争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引を不当に妨
害し、又は当該事業者が会社である場合において、その会社の株
主若しくは役員をその会社の不利益となる行為をするように、不
当に誘引し、そのかし、若しくは強制すること。

第二章 私的独占及び不当な取引制限

（私的独占又は不当な取引制限の禁止）

第三条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。
第四条及び第五条 削除（昭和二十八年） 第四条（特定の共同行為の禁
止） 第五条（私的統制団体の禁止）

（特定の国際的協定又は契約の禁止）

第六条 事業者は、不当な取引制限又は不公正な取引方法に該当する
事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をしてはならない。

② 事業者は、国際的協定又は国際的契約をしたときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、当該協定又は契約の成立の日から三十日以内に、当該協定又は契約の写（口頭の協定又は契約である場合には、その内容を説明する文書）を添附して、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない。

③ 前項の規定は、一回限りの取引（目的物の授受の期間が一年を超えるものを除く。）に関する協定又は契約及び取引上の代理権を与えることのみを内容とする協定又は契約（相手方の事業活動を拘束する条件を含むものを除く。）には、これを適用しない。

（排除措置）

第七条 第三条又は前条第一項若しくは第二項の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、届出を命じ、又は当該行為の差止、営業の一部の譲渡その他これらの規定に違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。

② 公正取引委員会は、第三条の規定に違反する行為が既になつていない場合においても、特に必要があると認めるときは、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、当該行為が既になつていない旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該行為がなくなつた日から当該行為につき勧告又は審判手続が開始されることなく一年を経過したときは、この限りでない。

（課徴金）

第七条の二 事業者が、不当な取引制限又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約で、商品若しくは役務の対価に係るもの又は実質的に商品若しくは役務の供給量を制限することによりその対価に影響があるものをしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、当該行為の実行としての事業活動を行つた日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間（以下「実行期間」と

いう。）における当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三（製造業については百分の四、小売業については百分の二、卸売業については百分の一とする。）を乗じて得た額の二分の一に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が二十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

② 前項の規定による命令を受けたものは、同項に定める課徴金を納付しなければならない。

③ 第一項の規定により計算した課徴金の額に一万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

④ 第一項に規定する違反行為をした事業者が会社である場合において、当該会社が合併により消滅したときは、当該会社がした違反行為は、合併後存続し、又は合併により設立された会社がした違反行為とみなして、前三項の規定を適用する。

⑤ 実行期間の終了した日から三年を経過したとき（当該違反行為についての審判手続が開始された場合にあつては、当該審判手続が終了した日から一年を経過したとき（当該一年の経過が当該実行期間の終了した日から三年を経過する日前に到来したときは、当該三年を経過したとき）は、公正取引委員会は、当該違反行為に係る課徴金の納付を命ずることができない。ただし、当該違反行為について、第四十八条の二第一項の規定により課徴金を国庫に納付することを命じた後においては、この限りでない。

第三章 事業者団体

（禁止行為、届出義務）

第八条 事業者団体は、左の各号の一に該当する行為をしてはならない。

一 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。

二 第六条第一項に規定する国際的協定又は国際的契約をするこ

三 一定の事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限すること。

四 構成事業者（事業者団体の構成員である事業者をいう。以下同じ。）の機能又は活動を不当に制限すること。

五 事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること。

② 事業者団体は、公正取引委員会規則の定めるところにより、その成立の日から三十日以内に、その旨を公正取引委員会に届け出なければならぬ。

③ 事業者団体は、前項の規定による届出に係る事項に変更を生じたときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、その変更の日の属する事業年度終了の日から二箇月以内に、その旨を公正取引委員会に届け出なければならぬ。

④ 事業者団体が解散したときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、その解散の日から三十日以内に、その旨を公正取引委員会に届け出なければならぬ。

〔排除措置〕

第八条の二 前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者団体に對し、届出を命じ、又は当該行為の差止、当該団体の解散その他当該行為の排除に必要な措置を命ずることができ、

② 第七条第二項の規定は、前条第一項第一号、第四号又は第五号の規定に違反する行為に準用する。

③ 公正取引委員会は、事業者団体に對し、第一項又は前項において準用する第七条第二項に掲げる措置を命ずる場合において、特に必要があると認めるときは、第八章第二節に規定する手続に従い、当該団体の役員若しくは管理人又はその構成事業者（構成事業者が事業者の利益のためにする行為を行うものである場合には、その事業者を含む。第四十八条第一項及び第二項において同じ。）に對しても、第一項又は前項において準用する第七条第二項の措置を確保す

るために必要な措置を命ずることができる。

〔事業者団体の行為に対する課徴金〕

第八条の三 第七条の二の規定は、第八条第一項第一号又は第二号

（不当な取引制限に該当する事項と内容とする国際的協定又は国際的契約をする場合に限る。）の規定に違反する行為が行われた場合に準用する。この場合において、第七条の二第一項中「事業者が」とあるのは「事業者団体」と、「事業者に對し」とあるのは「事業者団体の構成事業者（構成事業者が他の事業者の利益のためにする行為を行うものである場合には、その事業者）に對し」と読み替えるものとする。

第三章の二 独占的状态

〔独占的状态〕

第八条の四 独占的状态があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に對し、営業の一部の譲渡その他当該商品又は役務について競争を回復させるために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該措置により、当該事業者につき、その供給する商品若しくは役務の供給に要する費用の著しい上昇をもたらす程度に事業の規模が縮小し、経理が不健全になり、又は国際競争力の維持が困難になると認められる場合及び当該商品又は役務について競争を回復するに足りると認められる他の措置が講ぜられる場合は、この限りでない。

② 公正取引委員会は、前項の措置を命ずるに当たっては、次の各号に掲げる事項に基づき、当該事業者及び関連事業者の事業活動の円滑な遂行並びに当該事業者に雇用されている者の生活の安定について配慮しなければならない。

- 一 資産及び収支その他の経理の状況
- 二 役員及び従業員の状況
- 三 工場、事業場及び事務所の位置その他の立地条件
- 四 事業設備の状況